

令和2年度産業創出事業計画策定等業務

『大熊町産業創出基本構想策定及び

インキュベーション施設整備業務』

公募型プロポーザル実施要領

令和2年6月

大熊町

1. 業務実施の背景と目的

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から9年が経過した平成31年4月10日、大熊町内全域に出されていた避難指示が、大川原・中屋敷地区において解除された。また、大熊町復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、令和4年春頃には、本町野上地区及び下野上地区の一部の避難指示が解除される予定である。

下野上地区復興拠点においては、避難指示解除と同時期に開業できることを目標とし、職住近接型の産業団地や、インキュベーション施設の建設を行う予定である。ゼロからの町づくりを推進するためには、「ともに作る！マイナスをプラスに変える町！」の産業誘致コンセプトの下、住民や企業等に積極的にまちづくりに参画していただき、住民・企業・行政の垣根を超えた新しいパートナーシップを構築していく必要がある。

このような背景の下、本事業では、大熊町内に働く場所を確保することにより、移住・定住を促進することや、新たな産業づくりや起業家を育てる環境を整備することで、大熊町ならではの産業を長期に渡り生み出し続ける環境づくりを推進し、もって長期持続的なまちづくりの基盤となる担い手の定着を図ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 大熊町全体の産業創出や企業誘致に係る基本構想の取り纏め

本町全体の復興や町づくりビジョンは、『大熊町第二次復興計画（改訂版）』（平成31年3月）で描かれており、適宜、その進捗管理を行っているところ。

一方で、本町内で今後4箇所の産業集積拠点を整備（注）し、産業創出や企業誘致等を図る予定であるが、それら拠点各々の立地や諸元などの特徴を俯瞰しつつ、産業創出や企業誘致等に特化した本町全体の基本構想が策定できていない。

よって、前述、産業創出や企業誘致等を着実かつ効率的に促進するためにも、当該全体基本構想を取り纏める。

- | |
|--|
| (注) ①『大熊西工業団地』（通称：西工業団地）
②『産業交流施設』（通称：駅西エリア）
③『大熊中央産業拠点』（通称：旧梨畑エリア）
④『インキュベーション施設（Incubation Facility）』（大野小学校を想定） |
|--|

(2) インキュベーション施設整備の基本プランの策定

令和2年3月に策定した『大熊町産業誘致に関する事業実施基本計画』を上記1.に記載のインキュベーション施設の整備に係るコンセプトと位置づけ、当該計画をベースに、上記1.で策定予定の本町全体の基本構想との整合性も図りつつ、インキュベーション施設整備を具現化するための基本プランを策定する。

(3) 入居・誘致有望企業の選定

上記2.で策定予定のインキュベーション施設整備に係る基本プランを基に、実際に当該施設に入居を希望する企業の選定を行う。具体的には、昨年度実施したローカルピッチ事業により、誘致することが有望視されている企業のフォローアップ（繋ぎ止め）を実施する。また、技術進歩が加速化し、新サービスが次々と生まれる現状を踏まえ、今年度も引き続き新規有望企業のリクルート（開拓）を視野に入れ、本町の復興や行政運営にも寄与するローカルピッチ事業を実施する。

(4) 誘致企業等に対する支援制度及びインキュベーション施設の運営体制の整理・検討

上記1. で取り纏めた全体基本構想を基に、産業集積拠点への誘致やインキュベーション施設への入居を着実に実施・促進するため、本町の強みを生かした支援制度やその運営体制に係る基礎情報等の整理・検討を行う。

上記2. で策定予定のインキュベーション施設整備に係る基本プランを基に、インキュベーション施設の最適な運営体制を整理・検討する。特に、施設運営については、単純な施設管理の側面と入居者にとって不足するリソースを提供・支援する側面があるが、後者がインキュベーション施設の成功を差配する大きな要因であるため、どのような方式や内容を採用することが最適か、整理・検討を行う。

3. 本業務の予定契約履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

4. 本業務の委託費

15,178,868 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

5. 本業務の実施場所

福島県双葉郡大熊町

6. 本業務の成果品

(1) 仕様等

①業務実施報告書 概要版及び全体版（A4判、A3判折込可） … 各2部

（上記2.（1）で取り纏める基本構想及び同（2）で策定する基本プランを含む。）

②関係者（大熊町を含む）との協議資料の他、発注者が必要と認めたもの … 一式

③電子データ（上記①、②を格納したCD-R、DVD-R、USBメモリ等） … 2部（正本・副本）
（電子データは、PDF形式、Microsoft word（doc又はdocx）形式、Microsoft Excel（xls又はxlsx）形式、Microsoft Powerpoint（ppt又はpptx）形式とする。）

(2) 納入場所

大熊町役場 企画調整課（福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717）

(3) 留意事項

①成果品に関する著作権は、本町に帰属するものとする。

②本業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良個所が発見された場合は、大熊町が求める訂正又は修正若しくは交換等、必要な措置を速やかに講ずるものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。

7. 委託候補者の選定方法等

(1) 委託候補者選定方法 …… プロポーザル方式（公募型）

(2) プロポーザル参加報償 … 無償

(3) その他 ……………… 大熊町プロポーザル方式実施要綱（平成29年2月23日付け訓令第3号）に基づき実施。

8. 企画提案書提出者資格要件

企画提案に参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、以下の(1)～(7)までの全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和61年10月21日訓令第1号)による指名の停止を受けていないこと。
- (3) 役員に、次の①又は②のいずれにも該当する者が居ないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者
 - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当するものでないこと。
 - ①民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
 - ②会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき再生手続き開始の申し立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む)がなされている者
 - ③破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者(同法附則第3条1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- (5) 租税を期限内に完納していること。
- (6) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務提供等」の「A」、「B」、「C」または「D」の等級に格付けされ、東北地域の競争参加地域を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

9. スケジュール及び手続き方法等

(1) 公募型プロポーザル実施要領の公表

- ①公表日：令和2年6月19日(金)
- ②公表場所：大熊町ホームページ

(2) 実施要領に関する質問受付・回答

- ①受付期間：令和2年6月19日(金)～令和2年7月3日(金)まで(閉庁日を除く)の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。
- ②提出方法：質問書(様式第1号)に記載のうえ、電子メールで送付することとし、件名は、「【質問】大熊町産業創出・企業誘致プロポーザルについて」とすること。
なお、電子メールの受信確認を大熊町役場 企画調整課(TEL:0240-23-7584)あてに行うこと。また、電話での質問は受け付けない。
E-mail: kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp (企画調整課長 宛)
- ③回答期間：令和2年6月19日(金)～令和2年7月8日(水)
- ④回答方法：質問者に対しては、随時電子メールで回答するとともに、受け付けた全ての質問に対する回答は令和2年7月8日(水)までに大熊町ホームページに掲載する。

(3) 一次審査書類（プロポーザル参加表明書 兼 提案資格確認申請書及び必要書類）の提出

- ①受付期間：令和2年6月19日（金）～令和2年7月10日（金）まで（閉庁日を除く）の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までに必着とする。
- ②提出方法：参加表明書 兼 提案資格確認申請書（様式第2号）に記載のうえ、必要資料を添えて、郵送または持参により提出のこと。
- ③提出先：大熊町役場 企画調整課（〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717）
※提出後に改めて説明を求める場合がある。

(4) 一次審査結果（提案資格確認結果通知書）及び有資格参加表明者への企画提案提出要請書の送付

- ①送付期日：令和2年7月10日（金）
- ②送付方法：電子メール及び郵送（送付期日に発送）にて通知する。
※一時審査を通過した事業者（有資格参加表明者）にはプレゼンテーション及びヒアリングの日時や実施方法などの詳細について通知する。

(5) 企画提案書の提出

- ①受付期間：令和2年7月10日（金）～令和2年7月15日（水）まで（閉庁日を除く）の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までに必着とする。
- ②提出方法：企画提案書提出届（様式第4号）に記載のうえ、必要資料を添えて、郵送または持参により提出のこと。
- ③提出先：大熊町役場 企画調整課（〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717）

(6) 事業者によるプレゼンテーション及びヒアリング並びに審査委員会の開催

- ①開催日：令和2年7月20日（月）～令和2年7月31日（金）のいずれかで調整／実施する。
- ②開催場所：大熊町役場（福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717）
ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動制限（自粛）等の要請が発令されているなど大熊町役場への参集が難しい場合は、リモートによるプレゼンテーション及び質疑応答等のヒアリングを実施する。

(7) 審査結果の通知及び契約の締結時期

令和2年7月末

10. 企画提案書の受付

(1) 提出書類

- ①企画提案書提出届（様式第4号）
- ②企画提案書（様式自由）
※本業務公募型プロポーザル実施要領「2. 業務内容」及び別表「公募型プロポーザル審査基準」を踏まえて作成すること。また、提案は、本要領を十分理解した上での提案とされたい。
- ③守秘義務誓約書（様式第5号）
- ④概算見積書（様式第6号）及び見積内訳書（別添）

(2) 提出部数

2部（正本1部、副本1部（コピー可））、ただし、上記（1）②企画提案書のみ10部

(3) 企画提案参加に際しての注意事項

- ①失格または無効
以下のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- イ 提案した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要領に違反すると認められる場合
- オ その他担当者からあらかじめ指示した事項に違反した場合

②複数提案の禁止

有資格参加表明者は、複数の提案書の提出はできない。

③提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

④返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑤費用負担

企画提案書の作成や提出など企画提案の参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

⑥個別名の掲載の禁止

プレゼンテーション資料は企画提案資料のみとし、個別名が特定できる文言は掲載しないこと。

<参考> 閲覧資料 (大熊町ホームページからダウンロード)

- ①『大熊町第二次復興計画 (改訂版)』(平成 31 年 3 月)
(<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/5143.pdf>)
- ②『大熊町産業誘致に関する事業実施基本計画』(令和 2 年 3 月)
(<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/5884.pdf>)
- ③『大熊町 2050 ゼロカーボン宣言』(令和 2 年 2 月 9 日)
(<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/5680.pdf>)

11. 審査・契約に係る事項

(1) 審査委員会 (プレゼンテーション及びヒアリング)

- ①開催日時 令和 2 年 7 月 20 日 (月) ~ 令和 2 年 7 月 31 日 (金) のいずれかで調整/実施
- ②開催場所 大熊町役場 (福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717)
ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動制限 (自粛) 等の要請が発令されているなど大熊町役場への参集が難しい場合は、リモートによるプレゼンテーション及び質疑応答等のヒアリングを実施する。
- ③委員会構成 本業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱 (令和 2 年 6 月 5 日付け大熊町訓令第 15 号) に基づき委嘱する 5 名以上の委員により構成する。

④審査基準

項目	全体に占める割合	評価基準
審査項目 1	35/100	別表
審査項目 2	65/100	別表

※参加資格については、8. 企画提案書提出者資格要件に係る事項に基づき、企画調整課において審査し、審査項目 1、2 については、審査委員会において審査及び評価する。

⑤企画提案書の審査方法

委託候補者の選定に当たっては、公募型プロポーザル審査基準（別表）に基づき、事業者から提出のあった企画提案の内容や、事業者からのプレゼンテーション及び事業者へのヒアリング（非公開で実施）内容に基づき審査を行い、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、選定する。

なお、ヒアリング出席者は4名以内とする。また、見積書の提示金額が委託費の上限を超えている場合は、審査から除外する。

⑥契約候補者の選定

審査結果に基づき、総合評価点数において、最高点を得たものを契約候補とする。ただし、同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は速やかに参加者に電子メールにて通知する。ただし、審査結果についての意義申し立ては受け付けない。

(3) 契約の締結

選定した契約候補者と町が協議し、委託業務に係る仕様を確認した上で契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とし、契約候補者と町の協議により決定する。

1 2. 契約方法及び遵守すべき法令等

プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規程による随意契約とする。また、大熊町と本業務の実施に係る契約を締結する者は、本業務の実施に当たり、関係法令を遵守しなければならない。

1 3. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託に関する事項

受託者は、受託を行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うために必要な業務については、町と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。予定がある場合は実施体制に詳細を記載のこと。

(2) 個人情報保護

業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、「大熊町個人情報保護条例」に基づき、その取扱いに充分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

1 4. 応募・照会等窓口

大熊町役場 企画調整課（担当：菅原、山上、南場）

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

TEL：0240-23-7584、FAX：0240-23-7844

E-Mail：kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp

公募型プロポーザル審査基準

◇審査項目1

評価項目	評価基準	評価(配点)
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 事業規模に適した要員を確保するとともに、適切な役割分担が構築されているか。 不測の事態にも対応できるバックアップ(人員補助・情報連携)体制が構築されているか。 	5段階評価 (10点)
2 実施能力	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に関する知識や知見などのノウハウのほか、業務遂行に優位となるネットワークを有しているか。 本業務を統括する責任者は、必要な知識、経験を有し、チームに対する指導・監督能力を有しているか。 業務の従事者は、専門的な知識や経歴、業務遂行に有効となる資格等を有しているか。 	5段階評価 (15点)
3 受託実績	<ul style="list-style-type: none"> 過去に産業創出や企業誘致に関する基本構想や基本計画の策定業務やインキュベーション施設整備に関する業務を受託した実績があるか。 	5段階評価 (10点)
小 計		35/100点

◇審査項目2

評価項目	評価基準	評価(配点)
1 実施方針・特定テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 本町の背景を認識し、かつ、業務目的を十分理解したうえで実施方針が策定/提案されているか。 本業務を進める上での課題認識と解決へ向けた方向性について、独自性・先進性のあるテーマ設定が為されているか。 	5段階評価 (20点)
2 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 上記、実施方針・特定テーマを踏まえ、それを具現化するために妥当な実施内容が提案されているか。 	5段階評価 (15点)
3 実施方法・成果	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施するに当たり、具体的かつ効率的な実施方法が提案されているか。また、事業の成果が高められる創意工夫のある提案となっているか。 それを実施した際、十分な効果を発揮できる内容となっているか。 	5段階評価 (20点)
4 実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を遂行するに当たり、合理的かつ現実的な実施計画が策定されているか。 	5段階評価 (10点)
小 計		65/100点